

## 第5期 雲南市農業委員会第35回総会議事録

1. 日 時 平成29年5月25日(木) 13:28~14:26

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(34名) ( )は遅刻届出委員

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	8番 高橋敬二	9番 永井尚二
10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博	13番 松原利廣
14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄	18番 白築 進
19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲
23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸
27番 持田明典	28番 川上蘆求	29番 山本裕子	(30番 高島幹雄)
31番 陶山直利	32番 小田久義	33番 藤原 好	34番 山本博子
35番 宇都宮敏章	37番 加藤一郎		

4. 欠席委員(3名) 7番 鳥谷悦雄 17番 柳原昌広 36番 石橋義明

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 企画官 土屋和則  
統括主幹 女鹿田比文 主 幹 白築 香

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第222号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について
- ・議第223号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第224号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第225号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第226号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第227号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は33名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第35回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、33番藤原 好委員、34番山本博子委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について</li> <li>・農地法の規定による許可指令書の取り消し願いについて</li> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。 なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> <p>日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、「議第222号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」を議題とします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>16番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。「議第222号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」であります。</p> <p>島根県農業協同組合雲南地区本部雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員には4名の方にお出かけいただいております、任期は平成29年6月13日までとなっております。これから選出いただく委員の任期は、平成29年6月14日から現在の体制が満了する平成29年7月19日までです。</p> <p>現在の委員は、大東町は渡部満憲委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は松原利廣委員、三刀屋町は柳原昌広委員の4名です。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p> <p>16番〇〇です。先ほどの案件ですが、皆様方には各委員会それぞれたくさんお出かけいただきましてご尽力いただいておりますが、任期いっぱいには変えないでそのまま留任するということになっていきますので、今回はわずかですけれども引き続いてお願いをしたいということで話し合いをしました。どうかご協力をよろしくお願いたします。</p> <p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明、提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>この件は人事案件につき討論は省略させていただきます。</p> <p>お諮りいたします。「議第222号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、現在の委員、大東町は渡部満憲委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は松原利廣委員、三刀屋町は柳原昌広委員を留任とし選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第222号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p> <p>次に、「議第223号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8 ページ「議第 2 2 3 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。9 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は登記簿田・現況荒廃農地 1 筆、登記簿畑・現況荒廃農地 1 筆で面積は合計で 3,434 m<sup>2</sup>、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町〇〇△△-△番地の□□□□さん、非農地の事由は、「長年畑、田として利用しておらず、竹等が繁茂し山林原野化し農地への復元が困難なため」ということです。平成 2 9 年 4 月 2 7 日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 2 2 3 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 2 2 3 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第 2 2 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書10ページ「議第224号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。11ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は3,090㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「両親が亡くなり営農が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。親戚にあたるということで無償での譲受となっています。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は271㎡、権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「空き家付農地制度により譲渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「空き家付農地制度を利用し譲り受ける。」ということです。土地代は空き家と併せて取得されるもので無償ということです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外14筆、地目は登記簿、現況とも田が8筆、登記簿、現況とも畑が7筆で面積は合計7,394㎡、権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「耕作が困難のため後継者に貸し付ける。」ということです。借受人は、同じ住所で同居されている後継者の息子さん△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け農業経営を主宰する。」ということです。農業者年金の経営移譲年金を受給されておりこのたび契約の再設定をされるものです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は388㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため隣接農地所有者に譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は譲渡人からの要望ということで無償となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上4件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第224号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第224号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第225号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ「議第225号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。15ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 田、現況、雑種地で、面積は770㎡です。 申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は、事業用地で農産物集積場、空散用ヘリポート、作業員駐車4台分を建築されます。 転用の理由は 農事組合法人〇〇の農産物集積場、空散用ヘリポートや作業員駐車場として利用することです。 この地域は、平成24年9月に土地改良事業での一時利用で用途が雑種地として指定を受けていた農地です。 1種農地で農用地除外の許可が平成26年1月16日に出されています。 確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断致しました。許可条項は、規則第37条第5号に規定する「土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」場合の「非農用地区域」に該</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>当すると考えます。</p> <p>申請番号2番  ○○町○○△△-△、地目は登記簿 畑、現況は宅地で、申請面積は110㎡です。  申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は宅地拡張で進入路及び宅地を拡張されます。</p> <p>転用理由は、住宅新築による進入路および宅地を拡張したいとのことです。  始末書が出されており、家屋取り壊しの為、平成29年4月に着工してしまったとのことです。</p> <p>農地区分は3種農地の第1種住宅地域で、確認は○○委員さんです。  農地区分は、申請地が第1種住宅地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断しました。  第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番  ○○町○○△△-△、地目は登記簿 田、現況は畑で、申請面積は10㎡です。  申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。  転用理由は、現在の墓地が崩落しかけて危険な状態のため、安全な場所に移転したいとのことです。</p> <p>農地区分は3種農地の近隣商業地域で、確認は○○委員さんです。  許可条項は申請番号2に同じです。</p> <p>申請番号4番  ○○町○○△△-△、地目は登記簿 畑、現況は宅地で、申請面積は116㎡です。  申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は車庫でカーポート1棟を建築されます。</p> <p>転用理由は、車庫がなく不便な為申請地を利用し車庫を建築したいとのことです。  始末書が出されており、平成25年に建築してしまったとのことです。</p> <p>農地区分は2種農地の農用地除外地域で、確認は○○委員さんです。  農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。  以上、4件を報告いたします。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
6 番	<p>6番○○です。無断転用の案件ですが□□□□さんから始末書を出していただいておりますので代読させていただきます。このたび農地法許可申請が許可される前に、既存建物解体に伴い申請農地転用部の工事着手をしました事をお詫び申し上げます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
6 番	平成29年4月25日に着工しております。誠に申し訳ありませんでした。今後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたしますので、今回の申請について受理くださいますようお願いいたします。ということでよろしくご審議をお願いします。以上です。
議 長	他に確認委員さんでありますか。
5 番	5番〇〇です。4番の案件につきまして始末書が出ておりますので説明させていただきます。この申請の方は高齢で1週間前にお亡くなりになったわけですが、36ページに写真が載っております、このようなカーポートを建てられました。カーポートが建っていた前は農作業小屋が建っておりまして昭和50年頃に建てた農作業小屋が古くなりまして、孫さんの駐車場が必要ということで農作業小屋を取り壊してカーポートを作ったということにして、本人さんも宅地だと思い込んでおられたようで、いずれにしても農地法の趣旨を理解しなかったということでお詫び方々今後万全の体制で臨むことを固く誓うということでございますのでどうぞよろしくお願い致します。
議 長	他に補足説明はございませんか。無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました、質疑はありませんか。  (無しの声あり)
議 長	無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第225号 農地法第4条の規定による許可申請について」、はじめに本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件である申請番号2番から4番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第225号 農地法第4条の規定による許可申請について」、申請番号2番から4番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、本案件のうち島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ござい

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第225号 農地法第4条の規定による許可申請について」、申請番号1番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議 常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議第226号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ「議第226号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。2件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田、面積が1,506㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△有限会社代表取締役△△△△さんです。転用目的は残土処理場で、3年間の一時転用で工事で発生した残土を入れられる計画です。転用理由は、「建設工場の残土処理場がないので申請地を利用したい。」ということです。確認は10アールを超えることから、〇〇委員さんと〇〇委員さんにさせていただいております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。3年間の盛土の後、畑として返還される計画です。許可条項は「農地法施行令第18条第1項第1号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、先月総会で保留となった件であります。</p> <p>他人の土地の利用が必要な場合はその利用の権利があることが必要となっております。既に利用されているところですが同意書の提出を求めています。本日午前中に確認しましたところいまだ協議中ということで提出はない状況です。</p> <p>以上2件についてご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
25番	<p>25番〇〇です。申請番号1番の件につきまして始末書案件ということで説明させていただきます。37ページの地図をご覧くださいと思います。ちょっと集落から谷の方に入ったところですが、埋め立てておられればすぐにわかったと思いますが、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
25番	<p>わからなかった。今年の3月に周辺の方から埋めておられるがどうということかということで私が行って見たところ、写真にありますように埋め立てておられまして、バックホーが置いてあり、バックホーには△△と書いてありましたので△△に伺って状況を聞いたところ。ここに始末書ありと書いてあるように確認不足ということで、〇〇さんがあそこは原野だから大丈夫で埋め立ててもらっていいということそのまま言葉を鵜呑みされたということが一番の原因ということ。建設業者ということで△△さんは他でも一時転用を出しておられ、今までこのようなことが無く真面目に取り組んでおられましたので、今回こうしたミスをされたということで今後は気を付けてやりますということですのでよろしくご審議のほどお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、2番は保留ということでの扱いでいいですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議 長	<p>2番は保留ということですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はありませんか。</p>
14番	<p>〇〇です。建設会社というか土建屋さんとかあたりに関連する似たような案件が結構あるんですね。従って許可、通知を出すときにしっかりと農地法のことを調べて問題がなかったら着手するよといったような注意文か何かを出したらどうですか。業界あてに。なんか今まで結構あるんですね。いつも後追い後追いで始末書で勘弁してもらえるわ。というやや安易なところが見受けられますがいかがなものですか。私の意見ですので討議してもらわなくてもいいんですけども。</p> <p>工事をやる前に確認して動き出さない。やっちゃったら元に戻らない。残土処理なんか元に戻せと言っても元に戻りっこないでしょう。だから業界の方にも言わなければならぬし、もちろん業者にも言わなきゃいかんでしょうが、そういうことをしないとおんなじことを繰り返し、1枚だけ始末書を出せば終わりね。というようなことではいかがなものでしょうかな。農業委員会が取り上げる以前の問題では。</p>
議 長	<p>基本的には指導の在り方ということだろうと思います。雲南市ではありませんが、他では違法行為をした場合は、次の何回かは指名停止をかけるという罰則規定を持っているところもあります。雲南市はございませんけれども。そのくらい厳しくやっているところもあります。全国には。そこまでやってないですけど、市報で毎年出しておりますし、広報でも出しております。徹底していないのか確信犯なのかわかりませんが後を絶たないというのが実態でございますので、今後は更に広報あるいは事務局としてもなにか考えていかなければならないですね。注意文を出すなどそのような対応の仕方でも今後対応してみたいと思いますので、初めての試みですけども、いろんな法的なことを調べたうえでやらせていただきたいと思います。できるようでしたらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
14番	はい。
議 長	他に質疑はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	無いようですので次に討論を行います。 討論はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第226号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第226号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、「議題227号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書は19ページでございます。「議第227号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。20ページをご覧ください。 今回の案件は〇〇町5件、〇〇町2件、〇〇町12件、〇〇町1件、計20件が申請されております。 この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願い致します。
議 長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号8番から19番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。 2時20分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。 (休憩)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号8番から19番を除く案件について各町より発表していただきます。</p> <p>最初に〇〇町をお願いします。</p>
9 番	<p>9番〇〇です。〇〇町5件の案件全て妥当ということです。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町をお願いします。</p>
1 5 番	<p>15番〇〇です。〇〇町2件全て妥当であると認めましたのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町をお願いします。</p>
2 5 番	<p>25番〇〇です。〇〇町1件ですが妥当と判断しましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第227号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号8番から19番を除く案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第227号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号8番から19番を除く案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>それでは次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号8番から19番の案件についてのみ審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、5番〇〇委員、32番〇〇委員にはご退席願います。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号8番から19番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を発表していただきます。〇〇町よりお願いいたします。</p>
28番	<p>28番〇〇です。8番から19番の申請番号につきまして全て妥当と判断いたしましたのでよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第227号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号8番から19番の案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第227号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号8番から19番の案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>5番〇〇委員、32番〇〇委員にはご着席願います。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>次にその他事項に入ります。</p> <p><b>【その他事項】</b></p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(1) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について (2) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について (3) 歓送迎会経費精算について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_